

改正

平成21年 3 月 9 日条例第12号

平成25年 3 月 5 日条例第 6 号

平成26年 3 月 5 日条例第 1 号

平成27年 3 月 6 日条例第18号

平成30年12月13日条例第31号

令和元年 6 月13日条例第 6 号

令和 2 年12月11日条例第24号

令和 6 年12月13日条例第35号

西和賀町道路占用料徴収条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条の規定に基づき、道路の占用料に関し必要な事項を定めるものとする。

(占用料の額)

第 2 条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第 1 項又は第 3 項の規定により許可をした占用の期間（電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 2 条第 3 項に規定する電線共同溝に係る占用料にあっては、同法第10条、第11条第 1 項又は第12条第 1 項の規定により許可をした占用することができる期間（当該許可に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をした日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあっては、100円）の合計額とする。

(占用料の特例)

第 3 条 町長において占用物件又は施設が公共の用に供せられるとき、又はその他特別の事情があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占用料の

額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

(占用料の還付)

第4条 占用の期間において許可若しくは承認を取り消したとき、又は天災事故により占有ができないと認めるときは、月割りにより料金を還付することができる。

(徴収方法)

第5条 道路占用料の徴収方法については、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の湯田町道路占用料徴収条例（昭和60年湯田町条例第13号）又は沢内村道路占用料徴収条例（昭和60年沢内村条例第14号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった占用料については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成21年3月9日条例第12号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月5日条例第6号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月5日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月6日条例第18号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月13日条例第31号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月13日条例第6号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年12月11日条例第24号）

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年12月13日条例第35号）

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

占有物件		占有料	
		単位	金額（円）
法第32条第 1 項第 1 号 に掲げる工 作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	550
	第 2 種電柱		840
	第 3 種電柱		1,100
	第 1 種電話柱		490
	第 2 種電話柱		780
	第 3 種電話柱		1,100
	その他の柱類		49
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	5
	地下に設ける電線その他の線類		3
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	480
	地下に設ける変圧器	占有面積 1 平方メートル につき 1 年	290
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆 電話所	1 個につき 1 年	980
	郵便差出箱及び信書便差出箱		410
	広告塔	表示面積 1 平方メートル につき 1 年	670
	その他のもの	占有面積 1 平方メートル につき 1 年	980
法第32条第 1 項第 2 号 に掲げる物 件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	21
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未 満のもの		29

	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			44
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			59
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			88
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			120
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			210
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			290
	外径が1メートル以上のもの			590
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	980
法第32条第1項第5号に掲げる施設	上空に設ける通路			330
	地下に設ける通路			200
	その他のもの			980
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	7
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	67
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「政令」という。）	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	67
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	670
	標識		1本につき1年	780
第7条第1号に掲げる	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時	1本につき1日	7

物件		的に設ける もの		
		その他のもの	1本につき1月	67
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	7
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	67
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	670
		その他のもの		330
	政令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占有面積1平方メートルにつき1月	67

備考

- 1 金額の単位は円とする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この備考2において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この備考3において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
- 8 占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に1.1を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に1.1を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。